

『学校において予防すべき感染症』による出席停止について

標記の件について、出席停止の対象となる疾病を以下のとおりお知らせします。医師によりこれらの疾病と診断された場合は出席停止となりますので、医療機関に下記の証明書の記入を依頼し、登校の際に担任又は保健室へご提出くださいますようお願い致します。

なお、出席停止になった場合は、欠席の扱いにはなりません。

種類	感染症名	出席停止期間の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱・クリミアゴング熱 ・痘瘡・南米出血熱・ペスト ・マールブルグ病・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） ・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう） ・新型コロナウイルス感染症 	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（ふうしん・3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日経過するまで
	結核	感染のおそれがないと医師が認めるまで
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス ・腸管出血性大腸菌感染症・パラチフス ・急性出血性結膜炎・流行性角結膜炎 	感染のおそれがないと医師が認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症・手足口病・感染性胃腸炎・ウイルス性肝炎・伝染性紅斑 マイコプラズマ肺炎 等	状況により出席停止等の処置が必要になりうる感染症の例。 診断されたらお知らせ下さい。

令和 年 月 日

都城聖ドミニコ学園高等学校

年 組 氏名

1. 病 名 ()

2. 期 間 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで)

医療機関名

医 師 名